

国土交通大臣 赤羽一嘉様

2021年5月21日

日本共産党熊本県委員会

委員長 松岡勝

日本共産党南部地区委員会

委員長 野中重男

川辺川ダム計画は中止し、「7・4球磨川豪雨」レベルの洪水から 住民と地域を守る治水対策を

雨期が迫るなか、球磨川流域の被災者、住民は不安を募らせています。

昨年7月の事態が連続しておきない保障はありません。河川管理者である国土交通省（以下、国交省）の責任は、川辺川ダム建設計画は中止し、「7・4球磨川豪雨」レベルの洪水から住民と地域を守る治水対策を一刻も早く実現することです。

1, 雨季に備えた安全対策を

浚渫・掘削、堤防強化を急ぎ進め雨季に備えることをも求めてきましたが、例年より早い梅雨入りとなりました。流域住民は不安を募らせています。

市街地、住家の安全対策として、「連続箱型鋼製枠」、土嚢等の設置、避難情報などが各戸に伝わる体制の整備を緊急に実施することを求めます。

2, 堤防・宅地等のかさ上げは、7・4球磨川豪雨時の洪水の水位以上にすること

気候変動下の異常洪水に対する安全な治水対策は急務です。

①人吉地区

・河道の堆積土砂撤去・可能な限りの河床掘削を進めるとともに、中川原公園のスリム化・撤去及び堤防のかさ上げ・強化を実施することで、7・4球磨川豪雨時の洪水（以下「7.4洪水」）の水位に対応できる安全度を確保すること。

②中流域

・道路・橋梁のかさ上げを「7・4洪水」の水位以上として実施すること。
・宅地かさ上げを7・4洪水の水位以上として実施すること。また、希望者は高台移転を行うこと。

③瀬戸石ダムを撤去すること。

3, 「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」および「学識者」の提案について

住民の合意を得て、「河川激特緊急事業」レベルのスピード(5年間)で完了を

「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」では、「河道掘削」「引き堤」「輪中堤」「遊水地」「宅地かさ上げ」「堤防決壊、護岸損傷、土砂堆積対策」「水田・ため池の活用」「森林の整備・保全」「雨水貯留施設の整備」「情報提供・避難行動・水防活動基盤整備」等が示されています。

「学識者の意見を聞く場」では学識者から、「中川原公園が洪水時は抵抗となり、上流側の水位を高め、公園周辺で土砂堆積傾向になること」「避難機能付き公営住宅（非浸水階の集会所、屋上は避難所）の建設」「避難機能付き共同住宅の建設」「流域対策として流出抑制・氾濫流のコントロール（既存道路の活用）」「支流ごとの治水対策」「田んぼダムの実施」「公共区間におけるグリーンインフラの導入（公園のレインガーデン、公共施設にレインガーデン雨庭）」「浸透水型側溝」「民有緑地のグリーンインフラ認定制度」「戸建て住宅の雨庭・レインガーデン普及」「森林の整備・保全、災害に強い林道・作業道の開設・保全（間伐残材・枝条の活用）」などが提案されました。これらについて

- ①具体案と事業費の内訳を明らかにし、関係住民に丁寧に説明を行い、意見を聞くこと。住民・地権者の納得と合意をえて進めること。要望・提案にもとづく計画の適切な修正に努めること。
- ②工事実施に伴い、移転、家屋の立て替えなどの負担について、従来の枠にとどまらず国による「補償」、支援を行うこと。
- ④事業の完了を河道掘削、宅地かさ上げ等のすぐに実施可能な対策は河川激甚災害対策特別緊急事業と同じ5年で完了すること。遊水池等、住民合意が必要な対策については、白川水系の小倉遊水地、手野遊水地が5年以内に完了した経験を活かし、遅くとも10年を目途に完了すること。

4, 国の財政負担・支援を

2008年8月25日、当時の国交省九州地方整備局長が、蒲島郁夫知事に対し、「ダムを建設しないことを選択すれば、流域住民に水害を受忍していただくを得ないことになる」と宣言したことは広く知られています。

2008年11月、蒲島郁夫熊本県知事が、「川辺川ダム中止。ダムのよらない治水の極限まで追求」表明後、国交省は、12年近くの間、「ダムによらない治水を検討する場」「球磨川治水協議会」を形だけ開き、有効な治水を具体化、推進せず、河川整備計画をつくらず、ダム以外治水の不作為を続けてきました。

その結果、2020年7月4日、球磨川流域は甚大な洪水被害に見舞われま

した。「7・4球磨川豪雨災害」は、12年間、河川整備計画もつくり、ダム以外の治水対策を怠ってきた国交省の不作為によるものです。

国交省は自らの責任を自覚し、球磨川水系の安全な治水対策事業に対する財政支援を現行の施策の枠を超えて実施することを求めます。

5、法にもとづく環境アセスを

現在の川辺川ダム計画は、「法制定前」ということで「環境影響評価」がなされていませんが、河川法にもとづく新たな構造・設計のダムになるので「環境アセスメント法」にもとづく環境影響評価を実施すべきです。

「環境アセスメント法」は、「この法律において『環境影響評価』とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む）並びに工作物の新設及び増改築をいう。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう」（第2条）と定めています。

「宝の球磨川」の環境を守るために、法律に基づく「環境影響評価」を実施し、その結果について住民が審議する機会を保障することを求めます。

6、緊急放流についての説明会の開催、メンバーを補充して「球磨川豪雨検証委員会」及び「球磨川流域治水協議会」のやり直しを

①川辺川ダムの緊急放流についての文書の隠匿、破棄、一転して公表、俺に関しての熊本県と国交省の言い分の食い違いなど、流域住民が川辺川ダム建設の認否を判断するうえできわめて重要な内容を巡る疑惑が浮上しています。佐はこのような事態に至ったのか、説明を求めます。

②緊急放流についての説明と開かれた検証については、流域住民、市民団体、河川工学の専門家、日本共産党が繰り返し求めてきました。

改めて、市房ダムの緊急放流がなされた場合、川辺川ダムが緊急放流した場合、市房ダムと川辺川ダムが緊急放流した場合、それぞれが下流にどのような影響をもたらすのか。流域住民等に詳しく説明することを求めます。

③「流域治水関連法案」についての国会質疑を踏まえ、住民・市民団体、治水・環境等の専門家をメンバーに加え、「球磨川豪雨検証委員会」及び「球磨川流域治水協議会」の審議をやり直すことを求めます。検証と協議が公平・民主的になされるよう、委員事務局は国・県以外の第三者とすることを求めます。